平成２２年（フ）第３１１０号
神奈川県海老名市中新田１丁目18番37―102号
債務者　関田美代子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　知弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１１１号
神奈川県海老名市中新田１丁目18番37―102号
債務者　関田　　守
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　知弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０６号
愛知県田原市六連町一本木96番地
債務者　鷲山　信秀
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　裕行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３１３号
山形市大字成安113番地、前住所山形市薬師町１丁目１番18―104号　コーポクマガイ
債務者　本家かまどや薬師町店こと　伊藤　康義
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２０１号
横浜市青葉区荏子田１丁目11番地13　クローバーヒルズ第５－Ｂ
債務者　森口　智之
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２５号
秋田県湯沢市駒形町字東福寺中添54番地１
債務者　阿部　悠太
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１２７号
秋田県湯沢市三梨町字宮田74番地
債務者　佐藤　雅美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第２８６５号
名古屋市西区あし原町212番地　パレスあし原３階Ｆ号
債務者　浦島　浩樹
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７４号
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田657番地
債務者　松坂　亜依
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
鹿児島県姶良市宮島町27番地２
債務者　石川　　昇
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
北海道上磯郡知内町字元町48番地41
債務者　塩越　藤雄
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５２３号
函館市中島町38番３号
債務者　中原あけみ
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１３０号
岩手県大船渡市大船渡町字笹崎55番地８
債務者　藤村英美子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２３８号
群馬県邑楽郡大泉町中央２丁目31番１号　ゴールドパレスⅠ－２－Ｃ号
債務者　小山　正子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１６１号
岐阜県不破郡垂井町表佐1237番地の１
債務者　橋本　知恵
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４５０１号
大阪市港区市岡２丁目１番28―803号
破産者　加藤　俊一
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１３号
埼玉県加須市愛宕２丁目４番41号、旧住所埼玉県加須市花崎１丁目26番地１　ハイツパミール205
破産者　鈴木　葉子
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係